

Ⅱ 農政局及び財務局報告等様式集

- Ⅲ－１－３－３（１） 検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について
- Ⅲ－１－３－４（１） 付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について
- Ⅲ－１－４（１） 個別系統金融機関に関するデータベース（系統金融機関台帳）
 - i （概要） 農業協同組合
信用農業協同組合連合会
農林中央金庫
 - ii 役員名簿
 - iii 決算に関する情報 【組合】
【農林中央金庫】
 - iv 管理会計等の整備の状況
 - v 農業協同組合台帳（データベース化が困難な場合）
- Ⅲ－２－１（２） 系統金融機関に関する苦情受付票
- Ⅲ－２－１（３） 系統金融機関に関する苦情受付件数調べ
- Ⅲ－３－２（２） 法令解釈等の照会を受けた際の回答について判断がつかないものについての連絡箋
- Ⅲ－３－２（４） 法令解釈の照会を受ける頻度が高いものを関係部局へ回覧するための応接箋
- Ⅳ－３－１－５ 特定信用事業代理業者の状況
- Ⅵ－３－１－５ 業務代理組合の状況

【検査部局検査用】Ⅲ－1－3－3(1)

番 号
年 月 日

系統金融機関名

代表理事名 ○○○○ 殿

金融庁長官 ○○○○

農林水産大臣 ○○○○

○○財務局長 ○○○○

○○農政局長 ○○○○

都道府県知事 ○○○○

検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

○○年 月 日を検査実施日(※1)として、貴組合(会、金庫)を検査した結果を○○年 月 日付け第 号で通知したところであるが、通知した事項に係るその事実認識、発生原因分析、改善・対応策(※2)について、農業協同組合法第93条第1項(農林中央金庫法第83条第1項)の規定に基づき報告を求め、○○年 月 日までに報告されたい。

ただし、通知した事項のうち、「○. ○○○○○」については、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策を○○年 月 日()までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国(※3)を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

○

※1 検査実施日とは、検査着手した初日をいう。

※2 リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、「(リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む)」を追加することとするほか、法令等遵守態勢やリスク管理態勢に関する重大な指摘がある場合には、必要に応じ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めること。

※3 この命令が都道府県知事の行うものである場合には、「国」を当該都道府県知事の所属する都道府県名に置き換えること。

【農水産業協同組合貯金保険機構（※1）検査用】Ⅲ－1－3－4（1）

番
年 月 日 号

系統金融機関名
代表理事名 ○○○○ 殿

金融庁長官 ○○○○
農林水産大臣 ○○○○
都道府県知事 ○○○○

付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

農水産業協同組合貯金保険機構が○○年 月 日を検査実施日（※2）として、付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し、貴組合（会、金庫）を検査した結果を○○年 月 日付け第 号で通知したところであるが、通知した事項に係るその事実認識、発生原因分析、改善・対応策（※3）について、農業協同組合法第 93 条第 1 項（農林中央金庫法第 83 条第 1 項）の規定及び農水産業協同組合貯金保険法第 116 条第 1 項の規定に基づき報告を求めるので、○○年 月 日（ ）までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国（※4）を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

○

※1 預金保険機構が実施した検査の場合は「農水産業協同組合貯金保険機構」を「預金保険機構」と読み替える。

※2 検査実施日とは、検査着手した初日をいう。

※3 預（貯）金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「預（貯）金保険料の適正性」と読み替える。

※4 この命令が都道府県知事の行うものである場合には、「国」を当該都道府県知事の所属する都道府県名に置き換えること。

※5 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する

法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る」に、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づき」に「農水産業協同組合貯金保険法第 116 条第 1 項」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第 35 条第 1 項」と読み替える。

※6 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に係る」に、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき」に、「農水産業協同組合貯金保険法第 116 条第 1 項」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第 43 条第 1 項」と読み替える。

(様式Ⅲ-1-4 (1) i)

年 月 日現在

農業協同組合台帳

県	農業協同組合	住所	Tel
---	--------	----	-----

1. 沿革

--

2. 資本・役員構成の特色、業務上の提携関係等

--

資料：役員名簿（様式Ⅲ-1-4 (1) ii）

3. その他最近3年間の経営上の重要事項

	会計監査人の名称 (注)
--	--------------

(注) 全国監査機構以外でも会計監査を受けている場合当該監査人の名称を書くこと。

4. 決算に関する情報（様式Ⅲ-1-4 (1) iii）

5. 直近検査結果及び監督上の措置等

--

6. 経営管理に関し特筆すべき事項

--

(例：経営管理委員会制度の導入に向けた考え方、合併についての考え方、信用事業の安定経営に向けた取り組みの方針、不祥事防止に向けた取り組み、各種リスク管理に向けた取り組み等)

7. 業務再構築に関する情報

資料：管理会計等の整備の状況（様式Ⅲ-1-4 (1) iv）

※ 決算月の4月後の整備の上、7週間の後の末日までに提出

(様式Ⅲ-1-4(1)i)

年 月 日現在

信用農業協同組合連合会台帳

信用農業協同組合連合会	住所	TEL
-------------	----	-----

1. 沿革

2. 資本・役員構成の特色、業務上の提携関係等

資料：役員名簿（様式Ⅲ-1-4(1)ii）

3. その他最近3年間の経営上の重要事項

会計監査人の名称 (注)

(注) 全国監査機構以外でも会計監査を受けている場合当該監査人の名称を書くこと。

4. 決算に関する情報（様式Ⅲ-1-4(1)iii）

5. 直近検査結果及び監督上の措置等

6. 経営管理に関し特筆すべき事項

7. 業務再構築に関する情報

資料：管理会計等の整備の状況（様式Ⅲ-1-4(1)iv）

※ 決算月の4月後の整備の上、7週間後の末日までに提出

(様式Ⅲ-1-4(1)i)

年 月 日現在

農林中央金庫台帳

農林中央金庫	住所	TEL
--------	----	-----

1. 沿革

2. 資本・役員構成の特色、業務上の提携関係等

資料：役員名簿（様式Ⅲ-1-4(1)ii）

3. その他最近3年間の経営上の重要事項

	会計監査人の名称（注）
--	-------------

（注）会計監査を受けている場合当該監査人の名称を書くこと。

4. 決算に関する情報（様式Ⅲ-1-4(1)iii）

5. 直近検査結果及び監督上の措置等

6. 経営管理に関し特筆すべき事項

7. 業務再構築に関する情報

資料：管理会計等の整備の状況（様式Ⅲ-1-4(1)iv）

※ 決算月の4月後の整備の上、7週間の後の末日までに提出

(単位: 億円、%)

項目	備考		
職員数(期末、人)	* 業務報告書ベース(就業人員数: 出向者は含まない。)		
店舗数(期末、店)	* 有人の出張所を含む(無人の店舗外自動設備は含まない。)		
貸借対照表 (期末残)	現金		
	預け金		
	有価証券		
	国債等債券	* 「国債」+「地方債」+「社債」	
	株式		
	貸出金		
	固定資産		
	繰延税金資産		
	貸倒引当金		
	一般貸倒引当金		
	個別貸倒引当金		
	外部出資等損失引当金		
	総資産合計		
	貯金		
	譲渡性貯金		
	負債の部合計		
	純資産の部		
	出資金		
	回転出資金		
	資本準備金		
	利益剰余金		
	その他有価証券評価差額金		
	土地再評価差額金		
	有価証券含み損益	* 非上場有価証券を含む。	
	開示債権額	* 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」+「危険債権」+「三月以上延滞債権」+「貸出条件緩和債権」	
	損益状況 単体	事業収益	
		資金運用収益	
役員取引等収益			
事業費用			
資金調達費用			
役員取引等費用			
(信用)事業粗利益			
事業経費			
人件費			
物件費			
実質業務純益			
コア業務純益			
業務純益			
一般貸倒引当金純繰入額			
国債等債券損益(5勘定戻)		* 「国債等債券売却益」+「国債等債券償還益」-「国債等債券売却損」-「国債等債券償還損」-「国債等債券償却」	
その他		* 「事業純益」+「一般貸倒引当金純繰入額」-「国債等債券損益(5勘定戻)」	
経常利益			
株式等損益(3勘定戻)		* 「株式等売却益」-「株式等売却損」-「株式等償却」	
特別損益			
法人税等調整額			
当期剰余金(又は当期損失金)			
不良債権処理額	* 一般貸倒引当金純繰入額は含まない。		
自己資本比率基準(BIS・国内)	* 「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。		
諸费率	自己資本比率		
	リスクアセット		
	基本的項目		
	補完的項目		
	Tier1比率	* 「Tier1」÷「リスクアセット」	
	優先出資寄与度	* 「優先出資口数×発行価格」÷「リスクアセット」	
	繰延税金資産のTier1比率	* 「繰延税金資産」÷「Tier1」	
	Tier2比率	* 「Tier2」÷「リスクアセット」	
	負債性資本調達手段等寄与度	* 「負債性資本調達手段等」÷「リスクアセット」	
	有価証券含み益寄与度	* 「有価証券含み益の45%相当額」÷「リスクアセット」(BIS基準行のみ)	
	事業純ROA	* 「業務純益」÷「総資産平残」	
	事業純ROE	* 「業務純益」÷「純資産部平残」	
	OHR	* 「事業経費」÷(「業務純益」+「一般貸倒引当金純繰入額」+「事業経費」)	
	人件費OHR	* 「人件費」÷(「業務純益」+「一般貸倒引当金純繰入額」+「事業経費」)	
	物件費OHR	* 「物件費」÷(「業務純益」+「一般貸倒引当金純繰入額」+「事業経費」)	
	職員1人当たり業務粗利益	* 「事業粗利益」÷「職員数」(単位: 百万円)	
	1店舗あたり業務粗利益	* 「事業粗利益」÷「店舗数」(単位: 百万円)	
	貸出金利回		
	有価証券利回		
	貯金原価率		
実質貯金平均利率			
貯金金利鞘			
総資金利鞘			
開示債権比率	* 「開示債権額」÷「債権額」		
貯貸率(平残)			
貯証率(平残)			
出資	出資1口当たり年間配当金(円)		
	出資1口当たり出資者資本(円)		
連結	純資産の部合計		
	有価証券含み損益	* 非上場有価証券を含む。	
	経常利益		
	当期剰余金(又は当期損失金)		
	自己資本比率		
Tier1比率	* 「Tier1」÷「リスクアセット」		
開示債権額	* 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」+「危険債権」+「三月以上延滞債権」+「貸出条件緩和債権」		
開示債権比率	* 「開示債権額」÷「債権額」		

(注) 開示債権、債権の定義は、農協法施行規則第204条第1号ホ(2)による。

(単位:億円、%)

項目	備考	
職員数(期末、人)	*業務報告書ベース(就業人員数:出向者は含まない。)	
店舗数(期末、店)	*有人の出張所を含む(無人の店舗外自動設備は含まない。)	
貸借対照表 (期末残)	現金	
	預け金	
	有価証券	
	国債等債券	*「国債」+「地方債」+「社債」
	株式	
	貸出金	
	動産不動産	
	繰延税金資産	
	貸倒引当金	
	一般貸倒引当金	
	個別貸倒引当金	
	総資産合計	
	資本の部合計	
	資本金	
	資本剰余金	
	利益剰余金	
土地再評価差額金		
株式等評価差額金		
有価証券含み損益	*非上場有価証券を含む。	
開示債権額	*「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」+「危険債権」+「三月以上延滞債権」+「貸出条件緩和債権」	
損益状況	事業収益	
	資金運用収益	
	役員取引等収益	
	事業費用	
	資金調達費用	
	役員取引等費用	
	事業粗利益	
	営業経費	*「経費」+「退職金」
	経費	
	人件費	
	物件費	
	事業純益	
	一般貸倒引当金純繰入額	
	国債等債券損益(5勘定戻)	*「国債等債券売却却益」+「国債等債券償還益」-「国債等債券売却損」-「国債等債券償還損」-「国債等債券償却」
	その他	*「事業純益」+「一般貸倒引当金純繰入額」-「国債等債券損益(5勘定戻)」
	経常利益	
株式等損益(3勘定戻)	*「株式等売却却益」-「株式等売却損」-「株式等償却」	
特別損益		
法人税等調整額		
当期利益		
不良債権処理額	*一般貸倒引当金純繰入額は含まない。	
自己資本比率基準(BIS・国内)	*「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。	
自己資本比率		
Tier1比率	*「Tier1」÷「リスクアセット」	
優先出資寄与度	*「優先出資口数×発行価格」÷「リスクアセット」	
繰延税金資産のTier1比率	*「繰延税金資産」÷「Tier1」	
Tier2比率	*「Tier2」÷「リスクアセット」	
負債性資本調達手段等寄与度	*「負債性資本調達手段等」÷「リスクアセット」	
有価証券含み益の45%相当額	*「有価証券含み益の45%相当額」÷「リスクアセット」(BIS基準行のみ)	
(注)Tier2の算出において、Tier1を限度に不算入部分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、「有		
事業純ROA	*「事業純益」÷「総資産平残」	
事業純ROE	*「事業純益」÷「資本の部平残」	
OHR	*「営業経費」÷(「事業純益」+「一般貸倒引当金純繰入額」+「事業経費」)	
人件費OHR	*「人件費」÷(「事業純益」+「一般貸倒引当金純繰入額」+「事業経費」)	
物件費OHR	*「物件費」÷(「事業純益」+「一般貸倒引当金純繰入額」+「事業経費」)	
職員1人当たり業務粗利益	*「事業粗利益」÷「職員数」(単位:百万円)	
1店舗あたり業務粗利益	*「事業粗利益」÷「店舗数」(単位:百万円)	
国内貸出金利回		
有価証券利回		
業預金債券等原価		
務預金利回		
部預貸金利回		
門総資金利回		
開示債権比率	*「開示債権額」÷「債権額」	
預貸率(平残)		
預証率(平残)		
出資 出資1口当たり年間配当金(円)	*通期決算においては、1口当たりの中間配当金と期末配当金の合計額を記入する。	
連結	資本の部合計	
	有価証券含み損益	*非上場有価証券を含む。
	経常利益	
	当期利益	
	自己資本比率	
	Tier1比率	*「Tier1」÷「リスクアセット」
開示債権額	*「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」+「危険債権」+「三月以上延滞債権」+「貸出条件緩和債権」	
開示債権比率	*「開示債権額」÷「債権額」	

(注)開示債権、債権の定義は、農中法施行規則第112条第5号ロによる。

管理会計等の整備の状況

I 与信業務部門（信用リスク）

管理会計	粗利益・粗利益率	
	経費・経費率	
	期待損失	
	資本コスト	
リスク管理	最大損失	
	配分資本	

II 市場業務部門（市場リスク）

(1) トレーディング勘定

リスク管理	V a R	
	デルタポジション	
	配分資本	

(2) バンキング勘定

リスク管理	V a R	
	デルタポジション	
	マチュリティラダー	
	等価ポジション (投資有価証券)	
	配分資本	

農業協同組合台帳

(〇年〇月〇日現在)

(単位:百万円、%)

農協名				都道府県名	
所在地				電話番号	
沿革					
地区					
特色					
業況		年3月期	年3月期	年3月期	
	自己資本額				
	うちTier I				
	うちTier II				
	繰延税金資産額				
	繰延税金資産計上年数(適用区分)				
	リスクアセット				
	自己資本比率				
	業務純益				
	コア業務純益				
	当期純利益(又は当期純損失)				
	不良債権処理額				
	業務純益ROA				
	OHR				
	有価証券含み損益				
	うちその他有価証券含み損益				
	土地含み損益				
	開示債権				
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権				
	危険債権				
	三月以上延滞債権				
	貸出条件緩和債権				
	開示債権比率				
	貯金(末残)				
	貸出金(末残)				
	貯貸率(末残)				
	総資産(末残)				
普通出資金					
優先出資金					
店舗数					
常勤役員数					
組合員数					
その他	会計監査人名				
	直近当局検査実施日(検査基準日)				
特記事項					

(注)経営体制・経営管理に関し、特筆すべきことがあれば、特記事項欄に記載すること。

(例:経営管理委員会制度の導入に向けた考え方、合併についての考え方、信用事業の安定経営に向けた取り組みの方針、不祥事防止に向けた取り組み、各種リスク管理に向けた取り組み等)

(注)開示債権の定義は、農協法施行規則第204条第1号ホ(2)による。

(様式Ⅲ－２－１(2))

系統金融機関に関する苦情受付票

属 性	
日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分 [電話・来局・文書]
系統金融機関名	
申 出 者	
応 接 者	
苦情内容	
摘 要	

(様式Ⅲ－２－１(3))

系統金融機関に関する苦情受付件数調べ

(単位：件)

	信連	農協	農中	合計
電話				
来局				
文書				

(様式Ⅲ－３－２(２))

連 絡 箋

属 性			
日時・場所	年 月 日 () [電話・来局・その他]		
照会者		応接者	
照会内 容			
回 答 案			
処 理			

(様式Ⅲ－３－２(４))

応 接 箋

属 性			
日時・場所	年 月 日 () [電話・来局・その他]		
照会者		応接者	
照会内容			
回 答			
備 考			

様式Ⅳ－３－１－５

特定信用事業代理業者の状況

令和 年 月 日現在 者
財務(支)局

許可 番号	特定信用 事業代理 業者名	許可 年月 日	許可 失効 年月 日	主たる営 業所又は 事務所の 所在地	営業 所等 数	電話 番 号	法人 又は 個人 の別	所属 組 合 名	特定信用事業代理業務の内容						他 業 の 種 類	備 考	
									預 金 等	当 座 預 金 の 取 扱 い	資 金 の 貸 し 付 け 等	消 費 向 け 貸 付 け 等	事 業 向 け 貸 付 け 等	与 信 審 査 の 取 扱 い			為 替 取 引

(記載上の注意)

1. 「許可失効年月日」欄には、許可の効力を失った年月日を記載すること。
2. 「営業所等数」欄には、特定信用事業代理業を行う営業所等の数を記載すること。
3. 特定信用事業代理業務の内容については、◎ 代理及び媒介 ○ 代理のみ △ 媒介のみを記載すること。「当座預金の取扱い」、「消費向け貸付け等」、「事業向け貸付け等」及び「与信審査の取扱い」欄には、該当する項目に○を記載すること。
4. 「他業の種類」欄には、主な他業の種類を記載すること。
5. 「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、廃業、許可取消しの事由、再委託者名その他監督上の参考事項を記載すること。
6. 前回報告からの変更点については、網掛けにした上で、「備考」欄に変更点及び変更日を記載すること。

業務代理組合の状況

令和 年 月 日現在
財務(支)局

認可 番号	業務代理 組合名	認可 年月 日	認可 失効 年月 日	主たる 事務所の 所在地	事務 所等 数	電話 番号	所属農 林中央 金庫等	業務代理組合の行う代理事業の内容						組 合の 業 務 種 類	備 考	
								貯 金 等	当 座 貯 金 の 取 扱 い	資 金 の 貸 付 け 等	消 費 向 け 貸 付 け 等	事 業 向 け 貸 付 け 等	与 信 審 査 の 取 扱 い			為 替 取 引

(記載上の注意)

1. 「認可失効年月日」欄には、認可の効力を失った年月日を記載すること。
2. 「事務所等数」欄には、業務代理組合の代理事業を行う事務所等の数を記載すること。
3. 「業務代理組合の行う代理事業の内容」欄については、◎ 代理及び媒介 ○ 代理のみ △ 媒介のみを記載すること。「当座貯金の取扱い」、「消費向け貸付け等」、「事業向け貸付け等」及び「与信審査の取扱い」欄には、該当する項目に○を記載すること。
4. 「組合業務の種類」欄には、農協法第10条に掲げる事業に則して記載すること。
5. 「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、廃業、許可取消しの事由、再委託者名その他監督上の参考事項を記載すること。
6. 前回報告からの変更点については、網掛けにした上で、「備考」欄に変更点及び変更日を記載すること。